

## 計算書類に対する注記(法人全体用)

## 1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

## 2. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ・満期保有目的の債券等…移動平均法に基づく原価法
  - ・満期保有目的以外の債券で市場価格のあるもの…時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ・建物並びに器具及び備品…定額法
  - ・リース資産
    - 所有権移転外ファイナンスリース
    - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。ただし、リース料総額が300万円未満のリース契約については、賃貸借処理により支払リース料を賃借料として会計処理している
- (3) 引当金の計上基準
  - ①退職給付引当金
    - ・一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
    - ・独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる退職給付引当金については、掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
    - ・当法人の退職手当支給規程により算出した退職金額に、上記一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付制度による退職金支給見込額及び独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度による退職金支給見込額が満たない場合には、当該差額を引当金として計上している。
  - ②賞与引当金
    - ・職員の賞与の支給に備えるため、翌期の支給対象期間12月1日から5月31日の職員賞与の予算額のうち当該年度に帰属する12月1日から3月31日までの分を賞与引当金に計上する。
- (4) たな卸資産の評価方法
  - ・最終仕入原価法による原価法
  - ・当年度は、店舗運営拠点において計上。その他の拠点については、少額且つ少量であるため重要性の基準により計上しない。

## 3. 重要な会計方針の変更

該当なし

## 4. 法人で採用する退職給付制度

- ・社会福祉法人桑名市社会福祉協議会退職手当支給規程により支給する。
- ・職員の退職金の支給に備えるために、独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度及び一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会の退職共済事業制度に加入している。
- ・退職手当支給規程第3条の2項及び3項による退職手当を支給する為、退職手当積立金を積み立てている。

## 5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)
- (2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式)
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
- (6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

## I. 社会福祉事業区分

- ① 法人運営拠点区分
  - ア 法人運営サービス区分
- ② 地域福祉拠点区分
  - ア 地域福祉サービス区分
  - イ 福祉大会サービス区分
  - ウ 介護支援ボランティアサービス区分
  - エ 生活福祉資金貸付サービス区分
  - オ しあわせ金庫資金貸付サービス区分
  - カ 社会参加促進サービス区分
  - キ ボランティアセンター運営サービス区分
  - ク 災害ボランティア支援センター運営サービス区分
- ③ 共同募金拠点区分
  - ア 一般募金配分金サービス区分
- ④ 在宅サービス拠点区分
  - ア 訪問介護サービス区分
  - イ 障害者居宅介護サービス区分
  - ウ 桑名生活介護サービス区分
  - エ 北部通所介護サービス区分
  - オ 多度通所介護サービス区分
  - カ 長島通所介護サービス区分
  - キ 移動支援(外出介護)サービス区分

- ク 児童発達支援センターサービス区分
- ⑤ 障害者計画相談拠点区分
  - ア 障害者計画相談サービス区分
- ⑥ 福祉サービス利用援助拠点区分
  - ア 日常生活自立支援サービス区分
- ⑦ 施設管理拠点区分
  - ア 桑名福祉センター管理運営サービス区分
  - イ 北部老人福祉センター管理運営サービス区分
  - ウ 総合福祉会館管理運営サービス区分
  - エ 多度すこやかセンター管理運営サービス区分
  - オ 長島デイサービスセンター管理運営サービス区分
  - カ 長島福祉健康センター管理運営サービス区分
- ⑧ 養護老人ホーム管理運営拠点区分
  - ア 養護老人ホーム管理運営サービス区分
- ⑨ 母子生活支援施設運営拠点区分
  - ア 母子生活支援施設運営サービス区分
- ⑩ 介護予防生活支援拠点区分
  - ア 介護予防・日常生活支援総合事業サービス区分
- ⑪ 保育園運営拠点区分
  - ア 山崎乳児保育所運営サービス区分
  - イ らいむの丘保育園運営サービス区分
- II. 公益事業区分
  - ① 地域包括支援センター拠点区分
    - ア 北部西地域包括支援センターサービス区分
    - イ 北部東地域包括支援センターサービス区分
    - ウ 総合相談支援サービス区分
  - ② 要介護認定調査拠点区分
    - ア 要介護認定調査サービス区分
  - ③ 成年後見拠点区分
    - ア 成年後見サービス区分
  - ④ 生活困窮者自立相談支援拠点区分
    - ア 生活困窮者自立相談支援サービス区分
  - ⑤ 生活支援体制整備拠点区分
    - ア 生活支援体制整備サービス区分
  - ⑥ ケアプランセンター拠点区分
    - ア 障害者相談支援サービス区分
    - イ 居宅介護支援（ケアプランセンターらいむの丘）サービス区分
  - ⑦ 文化・スポーツ拠点区分
    - ア 大山田コミュニティプラザ管理運営サービス区分
    - イ 陽だまりの丘複合施設管理運営サービス区分
- III. 収益事業区分
  - ① 店舗運営拠点区分
    - ア 店舗運営サービス区分

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

| 基本財産の種類 | 前期末残高         | 当期増加額 | 当期減少額      | 当期末残高         |
|---------|---------------|-------|------------|---------------|
| 建物      | 1,634,521,685 | 0     | 88,171,835 | 1,546,349,850 |
| 定期預金    | 15,000,000    | 0     | 0          | 15,000,000    |
| 合計      | 1,649,521,685 | 0     | 88,171,835 | 1,561,349,850 |

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し  
該当なし

8. 担保に供している資産

建物（基本財産） 1,546,349,850円  
 担保している債務の種類及び金額  
 設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む） 479,856,000円

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

|          | 取得価額          | 減価償却累計額     | 当期末残高         |
|----------|---------------|-------------|---------------|
| 基本財産     |               |             |               |
| 建物       | 1,900,285,275 | 353,935,425 | 1,546,349,850 |
| 小計       | 1,900,285,275 | 353,935,425 | 1,546,349,850 |
| その他の固定資産 |               |             |               |
| 建物       | 45,340,176    | 10,690,758  | 34,649,418    |
| 構築物      | 81,866,756    | 26,044,402  | 55,822,354    |
| 車輛運搬具    | 12,596,235    | 12,541,475  | 54,760        |
| 器具及び備品   | 121,101,299   | 83,571,301  | 37,529,998    |
| 小計       | 260,904,466   | 132,847,936 | 128,056,530   |
| 合計       | 2,161,189,741 | 486,783,361 | 1,674,406,380 |

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高  
 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

|       | 債権額         | 徴収不能引当金の当期末残高 | 債権の当期末残高    |
|-------|-------------|---------------|-------------|
| 事業未収金 | 93,799,121  | 0             | 93,799,121  |
| 未収補助金 | 6,124,500   | 0             | 6,124,500   |
| 長期貸付金 | 210,000     | 0             | 210,000     |
| 合計    | 100,133,621 | 0             | 100,133,621 |

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益  
 該当なし
12. 関連当事者との取引の内容  
 該当なし
13. 重要な偶発債務  
 該当なし
14. 重要な後発事象  
 ・ 保育園運営拠点区分  
 令和8年(2026年)3月末をもって山崎乳児保育所閉園
- ・ 店舗運営拠点区分  
 令和7年(2025年)6月末でらいむショップの直接運営終了。  
 店舗を外部事業者へ貸出し賃借料収入を得る事業形態へ転換。
15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け  
 該当なし
16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
- (1) 基金・積立預金取崩  
 退職手当積立金 6,884,136円 …退職手当積立金を桑) 法人運営事業にて6,884,136円取り崩し退職者への退職金として支払った。
- (2) 施設整備費の借入  
 施設整備借入金 479,856,000円…令和7年度返済額 18,456,000円  
 令和8年度返済予定額 18,456,000円  
 (借入額) 500,000,000円…多世代共生施設建設費として独立行政法人福祉医療機構より借入を行った。  
 (利率) 令和7年3月9日までは、年0.050%  
 令和7年3月10日からは、年0.450% ※以降10年毎に見直し  
 (返済期限) 2052(令和34)年3月10日
- (3) ファイナンス・リース取引の内、賃貸借処理をしているリース契約の期末時点リース債務残高総額  
 1年未満 17,565,444円、1年超 15,188,490円、総額 32,753,934円

## 計算書類に対する注記（法人運営拠点区分用）

## 1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ・満期保有目的の債券等…移動平均法に基づく原価法
  - ・満期保有目的以外の債券で市場価格のあるもの…時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ・建物並びに器具及び備品…定額法
  - ・リース資産
    - 所有権移転外ファイナンスリース
    - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。ただし、リース料総額が300万円未満のリース契約については、賃貸借処理により支払リース料を賃借料として会計処理している
- (3) 引当金の計上基準
  - ①退職給付引当金
    - ・一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
    - ・独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる退職給付引当金については、掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
    - ・当法人の退職手当支給規程により算出した退職金額に、上記一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付制度による退職金支給見込額及び独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度による退職金支給見込額が満たない場合には、当該差額を引当金として計上している。
  - ②賞与引当金
    - ・職員の賞与の支給に備えるため、翌期の支給対象期間12月1日から5月31日の職員賞与の予算額のうち当該年度に帰属する12月1日から3月31日までの分を賞与引当金に計上する。
- (4) たな卸資産の評価方法
  - ・最終仕入原価法による原価法
  - ・当年度は少額且つ少量であるため重要性の基準により計上しない。

## 2. 重要な会計方針の変更

該当なし

## 3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉法人桑名市社会福祉協議会退職手当支給規程により支給する。
- ・職員の退職金の支給に備えるために、独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度及び一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会の退職共済事業制度に加入している。
- ・退職手当支給規程第3条の2項及び3項による退職手当を支給する為、退職手当積立金を積み立てている。

## 4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人運営拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) サービス区分が1つであるため、拠点区分資金収支明細書（会計基準省令別紙3(㊸)）及び拠点区分事業活動明細書（会計基準省令別紙3(㊹)）は省略している。

## 5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

| 基本財産の種類 | 前期末残高      | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期末残高      |
|---------|------------|-------|-------|------------|
| 定期預金    | 15,000,000 | 0     | 0     | 15,000,000 |
| 合計      | 15,000,000 | 0     | 0     | 15,000,000 |

## 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

## 7. 担保に供している資産

該当なし

## 8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

|          | 取得価額       | 減価償却累計額    | 当期末残高   |
|----------|------------|------------|---------|
| その他の固定資産 |            |            |         |
| 建物       | 387,555    | 77,025     | 310,530 |
| 車輛運搬具    | 11,117,915 | 11,117,908 | 7       |
| 器具及び備品   | 10,508,481 | 10,275,473 | 233,008 |
| 小計       | 22,013,951 | 21,470,406 | 543,545 |
| 合計       | 22,013,951 | 21,470,406 | 543,545 |

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

|       | 債権額    | 徴収不能引当金の当期末残高 | 債権の当期末残高 |
|-------|--------|---------------|----------|
| 事業未収金 | 59,512 | 0             | 59,512   |
| 合計    | 59,512 | 0             | 59,512   |

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・基金・積立預金取崩

退職手当積立金

6,884,136円 …退職手当積立金を桑) 法人運営事業にて6,884,136円取り崩し退職者への退職金として支払った。

・ファイナンス・リース取引の内、賃貸借処理をしているリース契約の期末時点リース債務残高

1年未満 370,716円、1年超 1,994,892円、総額 2,365,608円 (詳細は別紙参照)

## 計算書類に対する注記（地域福祉拠点区分用）

## 1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ・満期保有目的の債券等…移動平均法に基づく原価法
  - ・満期保有目的以外の債券で市場価格のあるもの…時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ・建物並びに器具及び備品…定額法
  - ・リース資産
    - 所有権移転外ファイナンスリース
    - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。ただし、リース料総額が300万円未満のリース契約については、賃貸借処理により支払リース料を賃借料として会計処理している
- (3) 引当金の計上基準
  - ①退職給付引当金
    - ・一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
    - ・独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる退職給付引当金については、掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
    - ・当法人の退職手当支給規程により算出した退職金額に、上記一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付制度による退職金支給見込額及び独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度による退職金支給見込額が満たない場合には、当該差額を引当金として計上している。
  - ②賞与引当金
    - ・職員の賞与の支給に備えるため、翌期の支給対象期間12月1日から5月31日の職員賞与の予算額のうち当該年度に帰属する12月1日から3月31日までの分を賞与引当金に計上する。
- (4) たな卸資産の評価方法
  - ・最終仕入原価法による原価法
  - ・当年度は少額且つ少量であるため重要性の基準により計上しない。

## 2. 重要な会計方針の変更

該当なし

## 3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉法人桑名市社会福祉協議会退職手当支給規程により支給する。
- ・職員の退職金の支給に備えるために、独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度及び一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会の退職共済事業制度に加入している。
- ・退職手当支給規程第3条の2項及び3項による退職手当を支給する為、退職手当積立金を積み立てている。

## 4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 地域福祉拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準省令別紙3(⑩))
  - ア 地域福祉サービス区分
  - イ 福祉大会サービス区分
  - ウ 介護支援ボランティアサービス区分
  - エ 生活福祉資金貸付サービス区分
  - オ しあわせ金庫資金貸付サービス区分
  - カ 社会参加促進サービス区分
  - キ ボランティアセンター運営サービス区分
  - ク 災害ボランティア支援センター運営サービス区分
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))は省略している。

## 5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

| 基本財産の種類 | 前期末残高   | 当期増加額 | 当期減少額  | 当期末残高   |
|---------|---------|-------|--------|---------|
| 建物      | 406,827 | 0     | 33,944 | 372,883 |
| 合計      | 406,827 | 0     | 33,944 | 372,883 |

## 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

## 7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

|          | 取得価額      | 減価償却累計額   | 当期末残高   |
|----------|-----------|-----------|---------|
| 基本財産     |           |           |         |
| 建物       | 1,756,744 | 1,383,861 | 372,883 |
| 小計       | 1,756,744 | 1,383,861 | 372,883 |
| その他の固定資産 |           |           |         |
| 建物       | 301,350   | 213,348   | 88,002  |
| 器具及び備品   | 1,173,153 | 688,811   | 484,342 |
| 小計       | 1,474,503 | 902,159   | 572,344 |
| 合計       | 3,231,247 | 2,286,020 | 945,227 |

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

|       | 債権額       | 徴収不能引当金の当期末残高 | 債権の当期末残高  |
|-------|-----------|---------------|-----------|
| 事業未収金 | 989,600   | 0             | 989,600   |
| 長期貸付金 | 210,000   | 0             | 210,000   |
| 合計    | 1,199,600 | 0             | 1,199,600 |

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・ファイナンス・リース取引の内、賃貸借処理をしているリース契約の期末時点リース債務残高  
1年未満 247,140円、1年超 161,436円、総額 408,576円 (詳細は別紙参照)

## 計算書類に対する注記（共同募金拠点区分用）

## 1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ・満期保有目的の債券等…移動平均法に基づく原価法
  - ・満期保有目的以外の債券で市場価格のあるもの…時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ・建物並びに器具及び備品…定額法
  - ・リース資産
    - 所有権移転外ファイナンスリース
    - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。ただし、リース料総額が300万円未満のリース契約については、賃貸借処理により支払リース料を賃借料として会計処理している
- (3) 引当金の計上基準
  - ①退職給付引当金
    - ・一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
    - ・独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる退職給付引当金については、掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
    - ・当法人の退職手当支給規程により算出した退職金額に、上記一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付制度による退職金支給見込額及び独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度による退職金支給見込額が満たない場合には、当該差額を引当金として計上している。
  - ②賞与引当金
    - ・職員の賞与の支給に備えるため、翌期の支給対象期間12月1日から5月31日の職員賞与の予算額のうち当該年度に帰属する12月1日から3月31日までの分を賞与引当金に計上する。
- (4) たな卸資産の評価方法
  - ・最終仕入原価法による原価法
  - ・当年度は少額且つ少量であるため重要性の基準により計上しない。

## 2. 重要な会計方針の変更

該当なし

## 3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉法人桑名市社会福祉協議会退職手当支給規程により支給する。
- ・職員の退職金の支給に備えるために、独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度及び一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会の退職共済事業制度に加入している。
- ・退職手当支給規程第3条の2項及び3項による退職手当を支給する為、退職手当積立金を積み立てている。

## 4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 共同募金拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) サービス区分が1つであるため、拠点区分資金収支明細書（会計基準省令別紙3(㊸)）及び拠点区分事業活動明細書（会計基準省令別紙3(㊹)）は省略している。

## 5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

## 6. 基本基金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

## 7. 担保に供している資産

該当なし

## 8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

|          | 取得価額       | 減価償却累計額   | 当期末残高     |
|----------|------------|-----------|-----------|
| その他の固定資産 |            |           |           |
| 建物       | 769,845    | 722,639   | 47,206    |
| 構築物      | 1,716,000  | 266,950   | 1,449,050 |
| 器具及び備品   | 13,298,004 | 6,261,924 | 7,036,080 |
| 小計       | 15,783,849 | 7,251,513 | 8,532,336 |
| 合計       | 15,783,849 | 7,251,513 | 8,532,336 |

## 9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

## 10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

## 11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項  
該当なし

## 計算書類に対する注記（在宅サービス拠点区分用）

## 1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ・満期保有目的の債券等…移動平均法に基づく原価法
  - ・満期保有目的以外の債券で市場価格のあるもの…時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ・建物並びに器具及び備品…定額法
  - ・リース資産
    - 所有権移転外ファイナンスリース
    - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。ただし、リース料総額が300万円未満のリース契約については、賃貸借処理により支払リース料を賃借料として会計処理している
- (3) 引当金の計上基準
  - ①退職給付引当金
    - ・一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
    - ・独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる退職給付引当金については、掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
    - ・当法人の退職手当支給規程により算出した退職金額に、上記一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付制度による退職金支給見込額及び独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度による退職金支給見込額が満たない場合には、当該差額を引当金として計上している。
  - ②賞与引当金
    - ・職員の賞与の支給に備えるため、翌期の支給対象期間12月1日から5月31日の職員賞与の予算額のうち当該年度に帰属する12月1日から3月31日までの分を賞与引当金に計上する。
- (4) たな卸資産の評価方法
  - ・最終仕入原価法による原価法
  - ・当年度は少額且つ少量であるため重要性の基準により計上しない。

## 2. 重要な会計方針の変更

該当なし

## 3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉法人桑名市社会福祉協議会退職手当支給規程により支給する。
- ・職員の退職金の支給に備えるために、独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度及び一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会の退職共済事業制度に加入している。
- ・退職手当支給規程第3条の2項及び3項による退職手当を支給する為、退職手当積立金を積み立てている。

## 4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 在宅サービス拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準省令別紙3(Ⅱ))
  - ア 訪問介護サービス区分
  - イ 障害者居宅介護サービス区分
  - ウ 桑名生活介護サービス区分
  - エ 北部通所介護サービス区分
  - オ 多度通所介護サービス区分
  - カ 長島通所介護サービス区分
  - キ 移動支援(外出介護)サービス区分
  - ク 児童発達支援センターサービス区分
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(Ⅱ))は省略している。

## 5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

| 基本財産の種類 | 前期末残高       | 当期増加額 | 当期減少額      | 当期末残高       |
|---------|-------------|-------|------------|-------------|
| 建物      | 469,094,360 | 0     | 25,075,611 | 444,018,749 |
| 合計      | 469,094,360 | 0     | 25,075,611 | 444,018,749 |

## 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

## 7. 担保に供している資産

建物(基本財産) 444,018,749円  
 担保している債務の種類及び金額  
 設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む) 137,238,816円

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

|          | 取得価額        | 減価償却累計額     | 当期末残高       |
|----------|-------------|-------------|-------------|
| 基本財産     |             |             |             |
| 建物       | 544,321,193 | 100,302,444 | 444,018,749 |
| 小計       | 544,321,193 | 100,302,444 | 444,018,749 |
| その他の固定資産 |             |             |             |
| 建物       | 528,000     | 184,800     | 343,200     |
| 構築物      | 20,628,237  | 6,433,900   | 14,194,337  |
| 車輛運搬具    | 1,478,320   | 1,423,567   | 54,753      |
| 器具及び備品   | 28,821,121  | 20,631,115  | 8,190,006   |
| 小計       | 51,455,678  | 28,673,382  | 22,782,296  |
| 合計       | 595,776,871 | 128,975,826 | 466,801,045 |

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

|       | 債権額        | 徴収不能引当金の当期末残高 | 債権の当期末残高   |
|-------|------------|---------------|------------|
| 事業未収金 | 66,853,474 | 0             | 66,853,474 |
| 未収補助金 | 321,000    | 0             | 321,000    |
| 合計    | 67,174,474 | 0             | 67,174,474 |

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) 施設整備費の借入

施設整備借入金

137,238,816円…令和7年度返済額 5,278,416円

令和8年度返済予定額 5,278,416円

(借入額) 143,000,000円…多世代共生施設建設費として独立行政法人福祉医療機構より借入を行った。

(利率) 令和7年3月9日までは、年0.050%

令和7年3月10日からは、年0.450% ※以降10年毎に見直し

(返済期限) 2052(令和34)年3月10日

・ファイナンス・リース取引の内、賃貸借処理をしているリース契約の期末時点リース債務残高

1年未満 9,308,252円、1年超 8,291,970円、総額 17,600,222円 (詳細は別紙参照)

## 計算書類に対する注記（障害者計画相談拠点区分用）

## 1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ・満期保有目的の債券等…移動平均法に基づく原価法
  - ・満期保有目的以外の債券で市場価格のあるもの…時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ・建物並びに器具及び備品…定額法
  - ・リース資産
    - 所有権移転外ファイナンスリース
    - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。ただし、リース料総額が300万円未満のリース契約については、賃貸借処理により支払リース料を賃借料として会計処理している
- (3) 引当金の計上基準
  - ①退職給付引当金
    - ・一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
    - ・独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる退職給付引当金については、掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
    - ・当法人の退職手当支給規程により算出した退職金額に、上記一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付制度による退職金支給見込額及び独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度による退職金支給見込額が満たない場合には、当該差額を引当金として計上している。
  - ②賞与引当金
    - ・職員の賞与の支給に備えるため、翌期の支給対象期間12月1日から5月31日の職員賞与の予算額のうち当該年度に帰属する12月1日から3月31日までの分を賞与引当金に計上する。
- (4) たな卸資産の評価方法
  - ・最終仕入原価法による原価法
  - ・当年度は少額且つ少量であるため重要性の基準により計上しない。

## 2. 重要な会計方針の変更

該当なし

## 3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉法人桑名市社会福祉協議会退職手当支給規程により支給する。
- ・職員の退職金の支給に備えるために、独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度及び一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会の退職共済事業制度に加入している。
- ・退職手当支給規程第3条の2項及び3項による退職手当を支給する為、退職手当積立金を積み立てている。

## 4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 障害者計画相談拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) サービス区分が1つであるため、拠点区分資金収支明細書(会計基準省令別紙3(㊸))及び拠点区分事業活動明細書(会計基準省令別紙3(㊹))は省略している。

## 5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

## 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

## 7. 担保に供している資産

該当なし

## 8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

## 9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

|       | 債権額       | 徴収不能引当金の当期末残高 | 債権の当期末残高  |
|-------|-----------|---------------|-----------|
| 事業未収金 | 7,087,359 | 0             | 7,087,359 |
| 合計    | 7,087,359 | 0             | 7,087,359 |

## 10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

## 11. 重要な後発事象

該当なし

## 12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・ファイナンス・リース取引の内、賃貸借処理をしているリース契約の期末時点リース債務残高  
1年未満 408,432円、1年超 298,094円、総額 706,526円(詳細は別紙参照)

## 計算書類に対する注記（福祉サービス利用援助拠点区分用）

## 1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ・満期保有目的の債券等…移動平均法に基づく原価法
  - ・満期保有目的以外の債券で市場価格のあるもの…時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ・建物並びに器具及び備品…定額法
  - ・リース資産
    - 所有権移転外ファイナンスリース
    - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。ただし、リース料総額が300万円未満のリース契約については、賃貸借処理により支払リース料を賃借料として会計処理している
- (3) 引当金の計上基準
  - ①退職給付引当金
    - ・一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
    - ・独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる退職給付引当金については、掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
    - ・当法人の退職手当支給規程により算出した退職金額に、上記一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付制度による退職金支給見込額及び独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度による退職金支給見込額が満たない場合には、当該差額を引当金として計上している。
  - ②賞与引当金
    - ・職員の賞与の支給に備えるため、翌期の支給対象期間12月1日から5月31日の職員賞与の予算額のうち当該年度に帰属する12月1日から3月31日までの分を賞与引当金に計上する。
- (4) たな卸資産の評価方法
  - ・最終仕入原価法による原価法
  - ・当年度は少額且つ少量であるため重要性の基準により計上しない。

## 2. 重要な会計方針の変更

該当なし

## 3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉法人桑名市社会福祉協議会退職手当支給規程により支給する。
- ・職員の退職金の支給に備えるために、独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度及び一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会の退職共済事業制度に加入している。
- ・退職手当支給規程第3条の2項及び3項による退職手当を支給する為、退職手当積立金を積み立てている。

## 4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 福祉サービス利用援助拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) サービス区分が1つであるため、拠点区分資金収支明細書(会計基準省令別紙3(㊸))及び拠点区分事業活動明細書(会計基準省令別紙3(㊹))は省略している。

## 5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

## 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

## 7. 担保に供している資産

該当なし

## 8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

|          | 取得価額    | 減価償却累計額 | 当期末残高   |
|----------|---------|---------|---------|
| その他の固定資産 |         |         |         |
| 器具及び備品   | 290,000 | 59,208  | 230,792 |
| 小計       | 290,000 | 59,208  | 230,792 |
| 合計       | 290,000 | 59,208  | 230,792 |

## 9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

|       | 債権額   | 徴収不能引当金の当期末残高 | 債権の当期末残高 |
|-------|-------|---------------|----------|
| 事業未収金 | 1,500 | 0             | 1,500    |
| 合計    | 1,500 | 0             | 1,500    |

## 10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象  
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・ファイナンス・リース取引の内、賃貸借処理をしているリース契約の期末時点リース債務残高  
1年未満 85,704円、1年超 42,852円、総額 128,556円（詳細は別紙参照）

## 計算書類に対する注記（施設管理拠点区分用）

## 1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ・満期保有目的の債券等…移動平均法に基づく原価法
  - ・満期保有目的以外の債券で市場価格のあるもの…時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ・建物並びに器具及び備品…定額法
  - ・リース資産
    - 所有権移転外ファイナンスリース
    - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。ただし、リース料総額が300万円未満のリース契約については、賃貸借処理により支払リース料を賃借料として会計処理している
- (3) 引当金の計上基準
  - ①退職給付引当金
    - ・一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
    - ・独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる退職給付引当金については、掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
    - ・当法人の退職手当支給規程により算出した退職金額に、上記一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付制度による退職金支給見込額及び独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度による退職金支給見込額が満たない場合には、当該差額を引当金として計上している。
  - ②賞与引当金
    - ・職員の賞与の支給に備えるため、翌期の支給対象期間12月1日から5月31日の職員賞与の予算額のうち当該年度に帰属する12月1日から3月31日までの分を賞与引当金に計上する。
- (4) たな卸資産の評価方法
  - ・最終仕入原価法による原価法
  - ・当年度は少額且つ少量であるため重要性の基準により計上しない。

## 2. 重要な会計方針の変更

該当なし

## 3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉法人桑名市社会福祉協議会退職手当支給規程により支給する。
- ・職員の退職金の支給に備えるために、独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度及び一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会の退職共済事業制度に加入している。
- ・退職手当支給規程第3条の2項及び3項による退職手当を支給する為、退職手当積立金を積み立てている。

## 4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 施設管理拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準省令別紙3(⑩))
  - ア 桑名福祉センター管理運営サービス区分
  - イ 北部老人福祉センター管理運営サービス区分
  - ウ 総合福祉会館管理運営サービス区分
  - エ 多度すこやかセンター管理運営サービス区分
  - オ 長島デイサービスセンター管理運営サービス区分
  - カ 長島福祉健康センター管理運営サービス区分
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))は省略している。

## 5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

## 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

## 7. 担保に供している資産

該当なし

## 8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

|          | 取得価額       | 減価償却累計額    | 当期末残高     |
|----------|------------|------------|-----------|
| その他の固定資産 |            |            |           |
| 建物       | 682,226    | 554,334    | 127,892   |
| 器具及び備品   | 29,609,885 | 19,979,649 | 9,630,236 |
| 小計       | 30,292,111 | 20,533,983 | 9,758,128 |
| 合計       | 30,292,111 | 20,533,983 | 9,758,128 |

## 9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益  
該当なし

11. 重要な後発事象  
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・ファイナンス・リース取引の内、賃貸借処理をしているリース契約の期末時点リース債務残高  
1年未満 883,888円、1年超 893,584円、総額 1,777,472円（詳細は別紙参照）

## 計算書類に対する注記（養護老人ホーム管理運営拠点区分用）

## 1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ・満期保有目的の債券等…移動平均法に基づく原価法
  - ・満期保有目的以外の債券で市場価格のあるもの…時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ・建物並びに器具及び備品…定額法
  - ・リース資産
    - 所有権移転外ファイナンスリース
    - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。ただし、リース料総額が300万円未満のリース契約については、賃貸借処理により支払リース料を賃借料として会計処理している
- (3) 引当金の計上基準
  - ①退職給付引当金
    - ・一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
    - ・独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる退職給付引当金については、掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
    - ・当法人の退職手当支給規程により算出した退職金額に、上記一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付制度による退職金支給見込額及び独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度による退職金支給見込額が満たない場合には、当該差額を引当金として計上している。
  - ②賞与引当金
    - ・職員の賞与の支給に備えるため、翌期の支給対象期間12月1日から5月31日の職員賞与の予算額のうち当該年度に帰属する12月1日から3月31日までの分を賞与引当金に計上する。
- (4) たな卸資産の評価方法
  - ・最終仕入原価法による原価法
  - ・当年度は少額且つ少量であるため重要性の基準により計上しない。

## 2. 重要な会計方針の変更

該当なし

## 3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉法人桑名市社会福祉協議会退職手当支給規程により支給する。
- ・職員の退職金の支給に備えるために、独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度及び一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会の退職共済事業制度に加入している。
- ・退職手当支給規程第3条の2項及び3項による退職手当を支給する為、退職手当積立金を積み立てている。

## 4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 養護老人ホーム管理運営拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) サービス区分が1つであるため、拠点区分資金収支明細書（会計基準省令別紙3(㊸)）及び拠点区分事業活動明細書（会計基準省令別紙3(㊹)）は省略している。

## 5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

| 基本財産の種類 | 前期末残高       | 当期増加額 | 当期減少額      | 当期末残高       |
|---------|-------------|-------|------------|-------------|
| 建物      | 651,054,193 | 0     | 35,143,288 | 615,910,905 |
| 合計      | 651,054,193 | 0     | 35,143,288 | 615,910,905 |

## 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

## 7. 担保に供している資産

建物（基本財産） 615,910,905円  
 担保している債務の種類及び金額  
 設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む） 192,422,256円

## 8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

|          | 取得価額        | 減価償却累計額     | 当期末残高       |
|----------|-------------|-------------|-------------|
| 基本財産     |             |             |             |
| 建物       | 756,484,057 | 140,573,152 | 615,910,905 |
| 小計       | 756,484,057 | 140,573,152 | 615,910,905 |
| その他の固定資産 |             |             |             |
| 構築物      | 29,329,572  | 9,356,164   | 19,973,408  |
| 器具及び備品   | 22,889,943  | 15,240,654  | 7,649,289   |
| 小計       | 52,219,515  | 24,596,818  | 27,622,697  |
| 合計       | 808,703,572 | 165,169,970 | 643,533,602 |

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

|       | 債権額       | 徴収不能引当金の当期末残高 | 債権の当期末残高  |
|-------|-----------|---------------|-----------|
| 事業未収金 | 2,949,173 | 0             | 2,949,173 |
| 合計    | 2,949,173 | 0             | 2,949,173 |

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) 施設整備費の借入

施設整備借入金

192,422,256円…令和7年度返済額 7,400,856円

令和7年度返済予定額 7,400,856円

(借入額) 200,500,000円…多世代共生施設建設費として独立行政法人 福

祉医療機構よ

り借入を行った。

(利率) 令和7年3月9日までは、年0.050%

令和7年3月10日からは、年0.450% ※以降10年毎に見直し

(返済期限) 2052(令和34)年3月10日

・ファイナンス・リース取引の内、賃貸借処理をしているリース契約の期末時点リース債務残高

1年未満 323,504円、1年超 227,232円、総額 550,736円 (詳細は別紙参照)

## 計算書類に対する注記（母子生活支援施設運営拠点区分用）

## 1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ・満期保有目的の債券等…移動平均法に基づく原価法
  - ・満期保有目的以外の債券で市場価格のあるもの…時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ・建物並びに器具及び備品…定額法
  - ・リース資産
    - 所有権移転外ファイナンスリース
    - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。ただし、リース料総額が300万円未満のリース契約については、賃貸借処理により支払リース料を賃借料として会計処理している
- (3) 引当金の計上基準
  - ①退職給付引当金
    - ・一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
    - ・独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる退職給付引当金については、掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
    - ・当法人の退職手当支給規程により算出した退職金額に、上記一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付制度による退職金支給見込額及び独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度による退職金支給見込額が満たない場合には、当該差額を引当金として計上している。
  - ②賞与引当金
    - ・職員の賞与の支給に備えるため、翌期の支給対象期間12月1日から5月31日の職員賞与の予算額のうち当該年度に帰属する12月1日から3月31日までの分を賞与引当金に計上する。
- (4) たな卸資産の評価方法
  - ・最終仕入原価法による原価法
  - ・当年度は少額且つ少量であるため重要性の基準により計上しない。

## 2. 重要な会計方針の変更

該当なし

## 3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉法人桑名市社会福祉協議会退職手当支給規程により支給する。
- ・職員の退職金の支給に備えるために、独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度及び一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会の退職共済事業制度に加入している。
- ・退職手当支給規程第3条の2項及び3項による退職手当を支給する為、退職手当積立金を積み立てている。

## 4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 母子生活支援施設運営拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) サービス区分が1つであるため、拠点区分資金収支明細書(会計基準省令別紙3(㊸))及び拠点区分事業活動明細書(会計基準省令別紙3(㊹))は省略している。

## 5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

| 基本財産の種類 | 前期末残高       | 当期増加額 | 当期減少額      | 当期末残高       |
|---------|-------------|-------|------------|-------------|
| 建物      | 236,886,180 | 0     | 13,023,818 | 223,862,362 |
| 合計      | 236,886,180 | 0     | 13,023,818 | 223,862,362 |

## 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

## 7. 担保に供している資産

建物（基本財産） 223,862,362円  
 担保している債務の種類及び金額  
 設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む） 70,058,976円

## 8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

|          | 取得価額        | 減価償却累計額    | 当期末残高       |
|----------|-------------|------------|-------------|
| 基本財産     |             |            |             |
| 建物       | 275,957,634 | 52,095,272 | 223,862,362 |
| 小計       | 275,957,634 | 52,095,272 | 223,862,362 |
| その他の固定資産 |             |            |             |
| 構築物      | 10,530,498  | 3,284,436  | 7,246,062   |
| 器具及び備品   | 3,184,855   | 2,011,884  | 1,172,971   |
| 小計       | 13,715,353  | 5,296,320  | 8,419,033   |
| 合計       | 289,672,987 | 57,391,592 | 232,281,395 |

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高  
 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

|       | 債権額       | 徴収不能引当金の当期末残高 | 債権の当期末残高  |
|-------|-----------|---------------|-----------|
| 事業未収金 | 2,153,830 | 0             | 2,153,830 |
| 合計    | 2,153,830 | 0             | 2,153,830 |

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益  
 該当なし

11. 重要な後発事象  
 該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) 施設整備費の借入

施設整備借入金

70,058,976円…令和7年度返済額 2,694,576円

令和7年度返済予定額 2,694,576円

(借入額) 73,000,000円…多世代共生施設建設費として独立行政法人福祉医療機構より借入を行った。

(利率) 令和7年3月9日までは、年0.050%

令和7年3月10日からは、年0.450% ※以降10年毎に見直し

(返済期限) 2052(令和34)年3月10日

- ファイナンス・リース取引の内、賃貸借処理をしているリース契約の期末時点リース債務残高  
 1年未満 491,262円、1年超 398,190円、総額 889,452円 (詳細は別紙参照)

## 計算書類に対する注記（介護予防生活支援拠点区分用）

## 1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ・満期保有目的の債券等…移動平均法に基づく原価法
  - ・満期保有目的以外の債券で市場価格のあるもの…時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ・建物並びに器具及び備品…定額法
  - ・リース資産
    - 所有権移転外ファイナンスリース
    - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。ただし、リース料総額が300万円未満のリース契約については、賃貸借処理により支払リース料を賃借料として会計処理している
- (3) 引当金の計上基準
  - ①退職給付引当金
    - ・一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
    - ・独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる退職給付引当金については、掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
    - ・当法人の退職手当支給規程により算出した退職金額に、上記一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付制度による退職金支給見込額及び独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度による退職金支給見込額が満たない場合には、当該差額を引当金として計上している。
  - ②賞与引当金
    - ・職員の賞与の支給に備えるため、翌期の支給対象期間12月1日から5月31日の職員賞与の予算額のうち当該年度に帰属する12月1日から3月31日までの分を賞与引当金に計上する。
- (4) たな卸資産の評価方法
  - ・最終仕入原価法による原価法
  - ・当年度は少額且つ少量であるため重要性の基準により計上しない。

## 2. 重要な会計方針の変更

該当なし

## 3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉法人桑名市社会福祉協議会退職手当支給規程により支給する。
- ・職員の退職金の支給に備えるために、独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度及び一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会の退職共済事業制度に加入している。
- ・退職手当支給規程第3条の2項及び3項による退職手当を支給する為、退職手当積立金を積み立てている。

## 4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 介護予防生活支援拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) サービス区分が1つであるため、拠点区分資金収支明細書(会計基準省令別紙3(㊸))及び拠点区分事業活動明細書(会計基準省令別紙3(㊹))は省略している。

## 5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

## 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

## 7. 担保に供している資産

該当なし

## 8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

## 9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

|       | 債権額       | 徴収不能引当金の当期末残高 | 債権の当期末残高  |
|-------|-----------|---------------|-----------|
| 未収補助金 | 1,367,500 | 0             | 1,367,500 |
| 合計    | 1,367,500 | 0             | 1,367,500 |

## 10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

## 11. 重要な後発事象

該当なし

## 12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

## 計算書類に対する注記（保育園運営拠点区分用）

## 1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ・満期保有目的の債券等…移動平均法に基づく原価法
  - ・満期保有目的以外の債券で市場価格のあるもの…時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ・建物並びに器具及び備品…定額法
  - ・リース資産
    - 所有権移転外ファイナンスリース
    - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。ただし、リース料総額が300万円未満のリース契約については、賃貸借処理により支払リース料を賃借料として会計処理している
- (3) 引当金の計上基準
  - ①退職給付引当金
    - ・一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
    - ・独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる退職給付引当金については、掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
    - ・当法人の退職手当支給規程により算出した退職金額に、上記一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付制度による退職金支給見込額及び独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度による退職金支給見込額が満たない場合には、当該差額を引当金として計上している。
  - ②賞与引当金
    - ・職員の賞与の支給に備えるため、翌期の支給対象期間12月1日から5月31日の職員賞与の予算額のうち当該年度に帰属する12月1日から3月31日までの分を賞与引当金に計上する。
- (4) たな卸資産の評価方法
  - ・最終仕入原価法による原価法
  - ・当年度は少額且つ少量であるため重要性の基準により計上しない。

## 2. 重要な会計方針の変更

該当なし

## 3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉法人桑名市社会福祉協議会退職手当支給規程により支給する。
- ・職員の退職金の支給に備えるために、独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度及び一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会の退職共済事業制度に加入している。
- ・退職手当支給規程第3条の2項及び3項による退職手当を支給する為、退職手当積立金を積み立てている。

## 4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 保育園運営拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書(会計基準省令別紙3(⑩))
  - ア 山崎乳児保育所サービス区分
  - イ らいむの丘保育園運営
- (3) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))は省略している。

## 5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

| 基本財産の種類 | 前期末残高       | 当期増加額 | 当期減少額      | 当期末残高       |
|---------|-------------|-------|------------|-------------|
| 建物      | 277,080,125 | 0     | 14,895,174 | 262,184,951 |
| 合計      | 277,080,125 | 0     | 14,895,174 | 262,184,951 |

## 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

## 7. 担保に供している資産

建物（基本財産） 262,184,951円  
 担保している債務の種類及び金額  
 設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む） 80,135,952円

## 8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

|          | 取得価額        | 減価償却累計額    | 当期末残高       |
|----------|-------------|------------|-------------|
| 基本財産     |             |            |             |
| 建物       | 321,765,647 | 59,580,696 | 262,184,951 |
| 小計       | 321,765,647 | 59,580,696 | 262,184,951 |
| その他の固定資産 |             |            |             |
| 建物       | 264,000     | 92,400     | 171,600     |
| 構築物      | 19,662,449  | 6,702,952  | 12,959,497  |
| 器具及び備品   | 10,181,157  | 7,421,772  | 2,759,385   |
| 小計       | 30,107,606  | 14,217,124 | 15,890,482  |
| 合計       | 351,873,253 | 73,797,820 | 278,075,433 |

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

|       | 債権額       | 徴収不能引当金の当期末残高 | 債権の当期末残高  |
|-------|-----------|---------------|-----------|
| 事業未収金 | 2,401,065 | 0             | 2,401,065 |
| 未収補助金 | 4,407,000 | 0             | 4,407,000 |
| 合計    | 6,808,065 | 0             | 6,808,065 |

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益  
該当なし

11. 重要な後発事象

- ・令和8年(2026年)3月末をもって山崎乳児保育所閉園

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) 施設整備費の借入

施設整備借入金

80,135,952円 … 令和7年度返済額 3,082,152円

令和8年度返済予定額 3,082,152円

(借入額) 83,500,000円…多世代共生施設建設費として独立行政法人福祉医療機構より借入を行った。

(利率) 令和7年3月9日までは、年0.050%

令和7年3月10日からは、年0.450% ※以降10年毎に見直し

(返済期限) 2052(令和34)年3月10日

- ・ファイナンス・リース取引の内、賃貸借処理をしているリース契約の期末時点リース債務残高  
1年未満 229,518円、1年超 172,914円、総額 402,432円 (詳細は別紙参照)

## 計算書類に対する注記（地域包括支援センター拠点区分用）

## 1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ・満期保有目的の債券等…移動平均法に基づく原価法
  - ・満期保有目的以外の債券で市場価格のあるもの…時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ・建物並びに器具及び備品…定額法
  - ・リース資産
    - 所有権移転外ファイナンスリース
    - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。ただし、リース料総額が300万円未満のリース契約については、賃貸借処理により支払リース料を賃借料として会計処理している
- (3) 引当金の計上基準
  - ①退職給付引当金
    - ・一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
    - ・独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる退職給付引当金については、掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
    - ・当法人の退職手当支給規程により算出した退職金額に、上記一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付制度による退職金支給見込額及び独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度による退職金支給見込額が満たない場合には、当該差額を引当金として計上している。
  - ②賞与引当金
    - ・職員の賞与の支給に備えるため、翌期の支給対象期間12月1日から5月31日の職員賞与の予算額のうち当該年度に帰属する12月1日から3月31日までの分を賞与引当金に計上する。
- (4) たな卸資産の評価方法
  - ・最終仕入原価法による原価法
  - ・当年度は少額且つ少量であるため重要性の基準により計上しない。

## 2. 重要な会計方針の変更

該当なし

## 3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉法人桑名市社会福祉協議会退職手当支給規程により支給する。
- ・職員の退職金の支給に備えるために、独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度及び一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会の退職共済事業制度に加入している。
- ・退職手当支給規程第3条の2項及び3項による退職手当を支給する為、退職手当積立金を積み立てている。

## 4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 地域包括支援センター拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準省令別紙3(Ⅱ))
  - ア 北部西地域包括支援センターサービス区分
  - イ 北部東地域包括支援センターサービス区分
  - ウ 総合相談支援サービス区分
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(Ⅱ))は省略している。

## 5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

## 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

## 7. 担保に供している資産

該当なし

## 8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

|          | 取得価額    | 減価償却累計額 | 当期末残高 |
|----------|---------|---------|-------|
| その他の固定資産 |         |         |       |
| 器具及び備品   | 963,900 | 963,898 | 2     |
| 小計       | 963,900 | 963,898 | 2     |
| 合計       | 963,900 | 963,898 | 2     |

## 9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

|       | 債権額       | 徴収不能引当金の当期末残高 | 債権の当期末残高  |
|-------|-----------|---------------|-----------|
| 事業未収金 | 6,300,880 | 0             | 6,300,880 |
| 未収補助金 | 29,000    | 0             | 29,000    |
| 合計    | 6,329,880 | 0             | 6,329,880 |

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益  
該当なし

11. 重要な後発事象  
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・ファイナンス・リース取引の内、賃貸借処理をしているリース契約の期末時点リース債務残高  
1年未満 2,654,388円、1年超 971,157円、総額 3,625,545円（詳細は別紙参照）

## 計算書類に対する注記（要介護認定調査拠点区分用）

## 1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ・満期保有目的の債券等…移動平均法に基づく原価法
  - ・満期保有目的以外の債券で市場価格のあるもの…時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ・建物並びに器具及び備品…定額法
  - ・リース資産
    - 所有権移転外ファイナンスリース
    - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。ただし、リース料総額が300万円未満のリース契約については、賃貸借処理により支払リース料を賃借料として会計処理している
- (3) 引当金の計上基準
  - ①退職給付引当金
    - ・一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
    - ・独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる退職給付引当金については、掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
    - ・当法人の退職手当支給規程により算出した退職金額に、上記一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付制度による退職金支給見込額及び独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度による退職金支給見込額が満たない場合には、当該差額を引当金として計上している。
  - ②賞与引当金
    - ・職員の賞与の支給に備えるため、翌期の支給対象期間12月1日から5月31日の職員賞与の予算額のうち当該年度に帰属する12月1日から3月31日までの分を賞与引当金に計上する。
- (4) たな卸資産の評価方法
  - ・最終仕入原価法による原価法
  - ・当年度は少額且つ少量であるため重要性の基準により計上しない。

## 2. 重要な会計方針の変更

該当なし

## 3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉法人桑名市社会福祉協議会退職手当支給規程により支給する。
- ・職員の退職金の支給に備えるために、独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度及び一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会の退職共済事業制度に加入している。
- ・退職手当支給規程第3条の2項及び3項による退職手当を支給する為、退職手当積立金を積み立てている。

## 4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 要介護認定調査拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) サービス区分が1つであるため、拠点区分資金収支明細書（会計基準省令別紙3(⑩)）及び拠点区分事業活動明細書（会計基準省令別紙3(⑪)）は省略している。

## 5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

## 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

## 7. 担保に供している資産

該当なし

## 8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

## 9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

|       | 債権額   | 徴収不能引当金の当期末残高 | 債権の当期末残高 |
|-------|-------|---------------|----------|
| 事業未収金 | 5,720 | 0             | 5,720    |
| 合計    | 5,720 | 0             | 5,720    |

## 10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

## 11. 重要な後発事象

該当なし

## 12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・ファイナンス・リース取引の内、賃貸借処理をしているリース契約の期末時点リース債務残高  
1年未満 236,978円、1年超 42,864円、総額 279,842円（詳細は別紙参照）

## 計算書類に対する注記（成年後見拠点区分用）

## 1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ・満期保有目的の債券等…移動平均法に基づく原価法
  - ・満期保有目的以外の債券で市場価格のあるもの…時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ・建物並びに器具及び備品…定額法
  - ・リース資産
    - 所有権移転外ファイナンスリース
    - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。ただし、リース料総額が300万円未満のリース契約については、賃貸借処理により支払リース料を賃借料として会計処理している
- (3) 引当金の計上基準
  - ①退職給付引当金
    - ・一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
    - ・独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる退職給付引当金については、掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
    - ・当法人の退職手当支給規程により算出した退職金額に、上記一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付制度による退職金支給見込額及び独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度による退職金支給見込額が満たない場合には、当該差額を引当金として計上している。
  - ②賞与引当金
    - ・職員の賞与の支給に備えるため、翌期の支給対象期間12月1日から5月31日の職員賞与の予算額のうち当該年度に帰属する12月1日から3月31日までの分を賞与引当金に計上する。
- (4) たな卸資産の評価方法
  - ・最終仕入原価法による原価法
  - ・当年度は少額且つ少量であるため重要性の基準により計上しない。

## 2. 重要な会計方針の変更

該当なし

## 3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉法人桑名市社会福祉協議会退職手当支給規程により支給する。
- ・職員の退職金の支給に備えるために、独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度及び一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会の退職共済事業制度に加入している。
- ・退職手当支給規程第3条の2項及び3項による退職手当を支給する為、退職手当積立金を積み立てている。

## 4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 成年後見拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) サービス区分が1つであるため、拠点区分資金収支明細書（会計基準省令別紙3(㊸)）及び拠点区分事業活動明細書（会計基準省令別紙3(㊹)）は省略している。

## 5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

## 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

## 7. 担保に供している資産

該当なし

## 8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

|          | 取得価額    | 減価償却累計額 | 当期末残高   |
|----------|---------|---------|---------|
| その他の固定資産 |         |         |         |
| 器具及び備品   | 180,800 | 36,913  | 143,887 |
| 小計       | 180,800 | 36,913  | 143,887 |
| 合計       | 180,800 | 36,913  | 143,887 |

## 9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

## 10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

## 11. 重要な後発事象

該当なし

## 12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・ファイナンス・リース取引の内、賃貸借処理をしているリース契約の期末時点リース債務残高  
1年未満 37,872円、1年超 37,872円、総額 75,744円（詳細は別紙参照）

## 計算書類に対する注記（生活困窮者自立相談支援拠点区分用）

## 1. 重要な会計方針

## (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等…移動平均法に基づく原価法
- ・満期保有目的以外の債券で市場価格のあるもの…時価法

## (2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品…定額法
- ・リース資産

所有権移転外ファイナンスリース

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。ただし、リース料総額が300万円未満のリース契約については、賃貸借処理により支払リース料を賃借料として会計処理している

## (3) 引当金の計上基準

## ①退職給付引当金

- ・一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
- ・独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる退職給付引当金については、掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
- ・当法人の退職手当支給規程により算出した退職金額に、上記一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付制度による退職金支給見込額及び独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度による退職金支給見込額が満たない場合には、当該差額を引当金として計上している。

## ②賞与引当金

- ・職員の賞与の支給に備えるため、翌期の支給対象期間12月1日から5月31日の職員賞与の予算額のうち当該年度に帰属する12月1日から3月31日までの分を賞与引当金に計上する。

## (4) たな卸資産の評価方法

- ・最終仕入原価法による原価法
- ・当年度は少額且つ少量であるため重要性の基準により計上しない。

## 2. 重要な会計方針の変更

該当なし

## 3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉法人桑名市社会福祉協議会退職手当支給規程により支給する。
- ・職員の退職金の支給に備えるために、独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度及び一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会の退職共済事業制度に加入している。
- ・退職手当支給規程第3条の2項及び3項による退職手当を支給する為、退職手当積立金を積み立てている。

## 4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 生活困窮者自立相談支援拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) サービス区分が1つであるため、拠点区分資金収支明細書（会計基準省令別紙3(㊸)）及び拠点区分事業活動明細書（会計基準省令別紙3(㊹)）は省略している。

## 5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

## 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

## 7. 担保に供している資産

該当なし

## 8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

## 9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

## 10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

## 11. 重要な後発事象

該当なし

## 12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・ファイナンス・リース取引の内、賃貸借処理をしているリース契約の期末時点リース債務残高  
1年未満 247,752円、1年超 37,872円、総額 285,624円（詳細は別紙参照）

## 計算書類に対する注記（生活支援体制整備拠点区分用）

1. 重要な会計方針
  - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
    - ・満期保有目的の債券等…移動平均法に基づく原価法
    - ・満期保有目的以外の債券で市場価格のあるもの…時価法
  - (2) 固定資産の減価償却の方法
    - ・建物並びに器具及び備品…定額法
    - ・リース資産
      - 所有権移転外ファイナンスリース
      - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。ただし、リース料総額が300万円未満のリース契約については、賃貸借処理により支払リース料を賃借料として会計処理している
  - (3) 引当金の計上基準
    - ①退職給付引当金
      - ・一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
      - ・独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる退職給付引当金については、掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
      - ・当法人の退職手当支給規程により算出した退職金額に、上記一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付制度による退職金支給見込額及び独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度による退職金支給見込額が満たない場合には、当該差額を引当金として計上している。
    - ②賞与引当金
      - ・職員の賞与の支給に備えるため、翌期の支給対象期間12月1日から5月31日の職員賞与の予算額のうち当該年度に帰属する12月1日から3月31日までの分を賞与引当金に計上する。
  - (4) たな卸資産の評価方法
    - ・最終仕入原価法による原価法
    - ・当年度は少額且つ少量であるため重要性の基準により計上しない。
2. 重要な会計方針の変更  
該当なし
3. 採用する退職給付制度
  - ・社会福祉法人桑名市社会福祉協議会退職手当支給規程により支給する。
  - ・職員の退職金の支給に備えるために、独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度及び一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会の退職共済事業制度に加入している。
  - ・退職手当支給規程第3条の2項及び3項による退職手当を支給する為、退職手当積立金を積み立てている。
4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分  
当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。
  - (1) 生活支援体制整備拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
  - (2) サービス区分が1つであるため、拠点区分資金収支明細書（会計基準省令別紙3(⑩)）及び拠点区分事業活動明細書（会計基準省令別紙3(⑪)）は省略している。
5. 基本財産の増減の内容及び金額  
該当なし
6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し  
該当なし
7. 担保に供している資産  
該当なし
8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高  
該当なし
9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高  
該当なし
10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益  
該当なし
11. 重要な後発事象  
該当なし
12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
  - ・ファイナンス・リース取引の内、賃貸借処理をしているリース契約の期末時点リース債務残高  
1年未満 87,360円、1年超 32,553円、総額 119,913円（詳細は別紙参照）

## 計算書類に対する注記（ケアプランセンター拠点区分用）

## 1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ・満期保有目的の債券等…移動平均法に基づく原価法
  - ・満期保有目的以外の債券で市場価格のあるもの…時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ・建物並びに器具及び備品…定額法
  - ・リース資産
    - 所有権移転外ファイナンスリース
    - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。ただし、リース料総額が300万円未満のリース契約については、賃貸借処理により支払リース料を賃借料として会計処理している
- (3) 引当金の計上基準
  - ①退職給付引当金
    - ・一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
    - ・独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる退職給付引当金については、掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
    - ・当法人の退職手当支給規程により算出した退職金額に、上記一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付制度による退職金支給見込額及び独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度による退職金支給見込額が満たない場合には、当該差額を引当金として計上している。
  - ②賞与引当金
    - ・職員の賞与の支給に備えるため、翌期の支給対象期間12月1日から5月31日の職員賞与の予算額のうち当該年度に帰属する12月1日から3月31日までの分を賞与引当金に計上する。
- (4) たな卸資産の評価方法
  - ・最終仕入原価法による原価法
  - ・当年度は少額且つ少量であるため重要性の基準により計上しない。

## 2. 重要な会計方針の変更

該当なし

## 3. 採用する退職給付制度

該当なし

## 4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 障害者相談支援拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準省令別紙3(⑩))
  - ア 障害者相談支援サービス区分
  - イ 居宅介護支援(ケアプランセンターらいむの丘)サービス区分
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))は省略している。

## 5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

## 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

## 7. 担保に供している資産

該当なし

## 8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

## 9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

|       | 債権額       | 徴収不能引当金の当期末残高 | 債権の当期末残高  |
|-------|-----------|---------------|-----------|
| 事業未収金 | 4,982,362 | 0             | 4,982,362 |
| 合計    | 4,982,362 | 0             | 4,982,362 |

## 10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

## 11. 重要な後発事象

該当なし

## 12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・ファイナンス・リース取引の内、賃貸借処理をしているリース契約の期末時点リース債務残高  
1年未満 1,124,040円、1年超 685,260円、総額 1,809,300円（詳細は別紙参照）

## 計算書類に対する注記（文化・スポーツ拠点区分用）

## 1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ・満期保有目的の債券等…移動平均法に基づく原価法
  - ・満期保有目的以外の債券で市場価格のあるもの…時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ・建物並びに器具及び備品…定額法
  - ・リース資産
    - 所有権移転外ファイナンスリース
    - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。ただし、リース料総額が300万円未満のリース契約については、賃貸借処理により支払リース料を賃借料として会計処理している
- (3) 引当金の計上基準
  - ①退職給付引当金
    - ・一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
    - ・独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる退職給付引当金については、掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
    - ・当法人の退職手当支給規程により算出した退職金額に、上記一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付制度による退職金支給見込額及び独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度による退職金支給見込額が満たない場合には、当該差額を引当金として計上している。
  - ②賞与引当金
    - ・職員の賞与の支給に備えるため、翌期の支給対象期間12月1日から5月31日の職員賞与の予算額のうち当該年度に帰属する12月1日から3月31日までの分を賞与引当金に計上する。
- (4) たな卸資産の評価方法
  - ・最終仕入原価法による原価法
  - ・当年度は少額且つ少量であるため重要性の基準により計上しない。

## 2. 重要な会計方針の変更

該当なし

## 3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉法人桑名市社会福祉協議会退職手当支給規程により支給する。
- ・職員の退職金の支給に備えるために、独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度及び一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会の退職共済事業制度に加入している。
- ・退職手当支給規程第3条の2項及び3項による退職手当を支給する為、退職手当積立金を積み立てている。

## 4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 文化・スポーツ拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準省令別紙3(⑩))
  - ア 大山田コミュニティプラザ管理運営サービス区分
  - イ 陽だまりの丘複合施設管理運営サービス区分
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))は省略している。

## 5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

## 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

## 7. 担保に供している資産

該当なし

## 8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

## 9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

|       | 債権額    | 徴収不能引当金の当期末残高 | 債権の当期末残高 |
|-------|--------|---------------|----------|
| 事業未収金 | 14,646 | 0             | 14,646   |
| 合計    | 14,646 | 0             | 14,646   |

## 10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

## 11. 重要な後発事象

該当なし

## 12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・ファイナンス・リース取引の内、賃貸借処理をしているリース契約の期末時点リース債務残高  
1年未満 828,638円、1年超 899,748円、総額 1,728,386円（詳細は別紙参照）

## 計算書類に対する注記（店舗運営拠点区分用）

## 1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ・満期保有目的の債券等…移動平均法に基づく原価法
  - ・満期保有目的以外の債券で市場価格のあるもの…時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ・建物並びに器具及び備品…定額法
  - ・リース資産
    - 所有権移転外ファイナンスリース
    - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。ただし、リース料総額が300万円未満のリース契約については、賃貸借処理により支払リース料を賃借料として会計処理している
- (3) 引当金の計上基準
  - ①退職給付引当金
    - ・一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
    - ・独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度に加入している職員にかかる退職給付引当金については、掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
    - ・当法人の退職手当支給規程により算出した退職金額に、上記一般財団法人三重県社会福祉施設職員共済会の実施する退職給付制度による退職金支給見込額及び独立行政法人福祉医療機構の実施する退職給付共済制度による退職金支給見込額が満たない場合には、当該差額を引当金として計上している。
  - ②賞与引当金
    - ・職員の賞与の支給に備えるため、翌期の支給対象期間12月1日から5月31日の職員賞与の予算額のうち当該年度に帰属する12月1日から3月31日までの分を賞与引当金に計上する。
- (4) たな卸資産の評価方法
  - ・最終仕入原価法による原価法

## 2. 重要な会計方針の変更

該当なし

## 3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉法人桑名市社会福祉協議会退職手当支給規程により支給する。
- ・職員の退職金の支給に備えるために、独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度及び一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会の退職共済事業制度に加入している。
- ・退職手当支給規程第3条の2項及び3項による退職手当を支給する為、退職手当積立金を積み立てている。

## 4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 店舗運営拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) サービス区分が1つであるため、拠点区分資金収支明細書（会計基準省令別紙3(㊸)）及び拠点区分事業活動明細書（会計基準省令別紙3(㊹)）は省略している。

## 5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

## 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

## 7. 担保に供している資産

該当なし

## 8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

|          | 取得価額       | 減価償却累計額   | 当期末残高      |
|----------|------------|-----------|------------|
| その他の固定資産 |            |           |            |
| 建物       | 42,407,200 | 8,846,212 | 33,560,988 |
| 小計       | 42,407,200 | 8,846,212 | 33,560,988 |
| 合計       | 42,407,200 | 8,846,212 | 33,560,988 |

## 9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

## 10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

## 11. 重要な後発事象

- ・令和7年(2025年)6月末でらいむショップの直接運営終了。  
店舗を外部事業者へ貸出し賃借料収入を得る事業形態へ転換。

## 12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし